

第2期松田町子ども・子育て支援事業計画 令和2年度個別事業実施状況調査票

○「評価」欄は次の区分により評価を行っています。

A：その取り組みや事業を実施し、十分達成できたもの（進捗率90%以上）

B：その取り組みや事業を実施し、おおむね達成できたもの（進捗率50～89%）

C：その取り組みや事業を実施し、達成が不十分であったもの（進捗率50%未満）

D：その取り組みや事業に着手していないが、検討を始めたもの

E：その取り組みや事業に全く着手していないもの

基本目標	施策の方向	No.	事業名	事業内容	所管課	評価	令和2年度実施状況
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	1	母子健康手帳の交付	順調な妊娠経過と安全な出産の確保を図るため、保健師が原則全数面接しています。また、乳幼児の成育記録帳として妊娠早期に母子健康手帳の交付が受けられるよう啓発に努めています。今後とも、妊娠から出産までの不安軽減や異常を予防し、心身ともに健康な妊娠期間を過ごせるよう個別指導（家庭訪問、電話相談）の充実に努めます。	子育て健康課	A	母子手帳発行時に保健師による面接を行い、対象に合った保健指導を実施し、ママババクラスへの参加勧奨にも力をいれた。面接や届出時アンケートより虐待のリスクや出産に向けた支援の必要性の程度をスクリーニングし、必要性の高いケースは要保護児童対策地域協議会において特定妊婦として支援を継続した。 母子健康手帳交付数：64件（R1年度）
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	2	妊婦健康診査の実施	妊婦の健康管理を図り、妊婦乳幼児の死亡率低下、流・早産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延の防止など、妊娠に伴って起きる病気の早期発見に努めています。経済的負担の軽減のため、妊娠期間中14回の費用補助をしています。今後とも、健康診査の充実に努めます。	子育て健康課	A	妊婦の健康管理のため、妊婦の健康診査に対する費用補助を14回実施（1回目：10,000円、2～14回目：5,000円上限）。県内産科医院に委託、また県外里帰り等においては償還払いにて対応した。受診者数：実93人、延636人（R1年度）
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	3	妊産婦歯科健康診査の実施	妊産婦の口腔に関する疾病の予防や早期発見、また疾病予防等の意識を向上し健康管理を図る事を目的として、妊娠中に1回、産後1回、歯科健診の費用の助成を行っています。	子育て健康課	B	妊産婦の健康管理のため、妊産婦の歯科健康診査に対する費用補助を実施（妊娠中・産後各1回、5,000円/回）。町内歯科医院に委託した。
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	4	母親・父親教室の開催	妊娠、出産に関する適切な情報提供と不安の解消を図ることを目的に、母親・父親教室を山北町と共同で開催しています。核家族化が進む中、友達づくりの促進、出産・育児の情報提供など、安心して産み育てることができるよう支援しており、今後とも教室の充実に努めます。	子育て健康課	B	妊婦同士の交流や、具体的に出産、育児へのイメージが持てるように、山北町と共同で教室を開催した。 3回×3コース実施 参加者数：実18人、延28人（R1年度）
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	5	こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握と助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなぎます。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	子育て健康課	A	母子保健法に基づく乳児訪問を兼ねて、保健師が家庭訪問を実施した。家庭環境、育児環境の確認を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、安心して子育てができるように対象に合わせた指導と支援を行った。 家庭訪問数：66件（R1年度）
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	6	訪問指導（妊産婦・新生児・乳児・低出生体重児・転入児）	母子保健法に基づき、妊産婦、新生児、低出生体重児等を対象に訪問指導を実施しています。今後とも、育児に不慣れな時期に安心して育てることができるよう支援に努めるとともに、虐待のハイリスク家庭等養育支援を必要とする家庭の早期発見に努めます。	子育て健康課	A	母子保健法に基づき未熟児訪問を実施し、成長発達の確認や養育の支援を行った。また、3歳児健診前に転入した乳幼児の家庭に家庭訪問を実施し、家庭環境、育児環境の確認を行い、町の子育てに関する情報提供を行った。 未熟児訪問数：3件、幼児訪問数：30件（R1年度）
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	7	乳幼児健康診査の実施	乳幼児期各期において、健康診査及び保健指導を実施、育児支援と疾病または異常の早期発見を行うことにより、乳幼児の健康の確保と健全育成を図っています。3～4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査は町で行い、お誕生前健康診査（10～11か月児）を医療機関に委託し個別健康診査方式で実施しています。今後とも、健康診査の充実に努めるとともに、虐待の早期発見にも努めます。	子育て健康課	A	乳幼児の健康を守るため、月齢に応じて健康診査を実施し、未受診者には電話連絡や家庭訪問により、受診勧奨を行った。 ○3か月児健診：対象者数56人、受診者数57人、受診率101.8%（R1年度） ○お誕生前健康診査：対象者数81人、受診者数74人、受診率91.4%（R1年度） ○1歳6か月児健康診査：対象者数77人、受診者数75人、受診率97.4%（R1年度） ○2歳児歯科健診：対象者数67人、受診者数63人、受診率94.0%（R1年度） ○3歳児健康診査：対象者数68人、受診者数68人、受診率100.0%（R1年度）
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	8	乳幼児健康相談の実施	子育て相談の窓口『松田町子育て相談室のひのび』を設置し、専任の母子保健コーディネーターが中心となり、いつでも相談できる体制を整えています。0歳～就学前までの乳幼児を対象に、月1回、育児に関する適切な情報の提供や、不安・心配事の軽減・解消を目的に「すくすく育児相談」や「おっぱい相談」を実施しています。今後とも健康相談の充実に努めます。	子育て健康課	A	月1回開催で定期的に利用される方も多く、子どもの発育、発達の確認や育児相談ができる場であり、また母親同士の交流の機会にもなっている。「おっぱい相談」については、母乳育児促進のため助産師による個別指導を行った。 ○すくすく育児相談：利用者数 実86人、延316人（R1年度） ○おっぱい相談：利用者数 実19人、延28人（R1年度）

基本目標	施策の方向	No	事業名	事業内容	所管課	評価	令和2年度実施状況
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	9	幼児教室	各種健康診査や相談事業をきっかけに親子で参加し、遊びを通して子の発達を促し、また母と子が気づき、成長していくことを目的に、「親子ふれあい教室」や「育児応援教室」を実施しています。今後とも、幼児教室の充実に努めます。	子育て健康課	B	家庭での育児がよりよく行えるために、教室を通して個々の発達等に合わせた助言や指導を行った。また、「育児応援教室」については、教室を含め、個別の関りから療育的な視点で助言や指導を行い、必要に応じ関係機関との連携を図り、支援を行った。 「親子ふれあい教室」参加者数 実21人、延119人（R1年度） 「育児応援教室」参加者数 実8人、延104人（R1年度）
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	10	予防接種の実施	子どもの疾病を未然に防ぐため、すべての子どもが必要な予防接種を受けられるよう、各予防接種の効果やリスクについて保護者への知識の啓発に努めています。各種予防接種は個別接種で実施しており、今後とも国の指針に基づき、予防接種の実施に努めます。	子育て健康課	B	新生児（乳児）訪問時、乳幼児健診・相談事業において、接種スケジュールの指導とともに、未接種の予防接種の積極的な指導及び情報提供を行った。 足柄上医師会や小田原医師会等と予防接種に係る委託契約を締結し、予防接種を受ける機会を広く設けたとともに、一部の予防接種については、未接種者の保護者に対し勧奨通知を送り、接種を促した。 風しんの流行による新生児の先天性風しん症候群の予防のため、妊娠を希望する女性及びそのパートナー、妊娠している女性のパートナーを対象に、風しん予防接種助成事業を実施した。
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	11	歯科教室及び歯科健康診査の実施	1歳児～3歳児を対象に、下記歯科指導教室、フッ素塗布、歯科健康診査を実施しており、今後とも、教室・健康診査等の充実に努めます。 【歯科指導教室】 1歳児の保護者等を対象に、歯の大切さを認識し、子どものう歯予防に対して関心が高まるよう、歯みがきや適切な食習慣の必要性について啓発しています。 【歯科健診】 1歳6か月児～3歳児を対象に、健康診査受診時に、う歯予防に対する関心の向上を目的に実施しています。 【フッ素塗布】 2歳児を対象に、う歯予防を目的に、フッ素塗布を実施しています。	子育て健康課	B	1歳児～3歳児を対象に各種教室や歯科健康診査の機会を通して、生涯にわたる8020運動の推進として、歯の大切さを認識し、子どもの虫歯予防に対して関心が高まるよう、歯みがきや適切な食習慣の必要性について啓発した。 ○1歳児歯科指導教室：年3回実施、対象者数61人、参加者数45人（R1年度） ○1歳6か月児健康診査：対象者数77人、受診者数75人、受診率97.4%（R1年度） ○2歳児歯科健診：対象者数67人、受診者数63人、受診率94.0%（R1年度） ○3歳児健康診査：対象者数68人、受診者数68人、受診率100.0%（R1年度）
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	12	各種健康診査	【特定健康診査】 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的に、国民健康保険に加入の40歳以上の方を対象に実施しています。 【女性のがん検診】 国の指針に基づき、がんの早期発見のため乳がん（40歳以上の方）検診や、子宮がん検診（20歳以上の方）を実施しています。食生活をはじめとするがん予防の啓発、健康診査の受診率の向上に努めます。	子育て健康課	C	保護者の健康管理のために、40歳以上の国民健康保険被保険者に対して特定健康診査を実施した。また、子宮がん検診は21歳、乳がん検診は41歳の方に無料クーポン券を送付し、がんの早期発見のために受診するよう促すと共に、託児や休日に検診を行い子育て世代においても受診しやすい環境を整えた。 ○特定健康診査受診率（40～74歳）対象者数2115人、受診者数650人、受診率30.7% ○乳がん検診受診率（40～69歳）対象者数1101人、受診者数183人、受診率17.8% ○子宮がん検診受診率（20～69歳）対象者数1577人、受診者数171人、受診率11.8%
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	13	離乳食講習会	離乳期の乳児を持つ母親等に調理実習を通して子どもの発達に合わせた食材の選び方や調理の方法等を指導し、適切な食習慣を身につける目的で隔月に実施しています。大人用の献立から工夫して離乳食を作ることができるようなメニューの提案等を行っています。今後とも、講習会の充実に努めます。	子育て健康課	B	講習会を通して、離乳食を特別な食事づくりとしてとらえるのではなく、家族の食事づくりから離乳食に展開できるような調理方法を学ぶ機会を提供した。同時に、母親同士の交流を促した。 参加者数：実23人、延26人（R1年度）
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	14	保育所給食の推進	自園方式による完全給食の実施は、入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、おいしい、という情緒的機能や食事を大切に考える考え方を教える等の教育的機能としての役割をもつ保育所給食の推進・充実に、今後も努めます。	子育て健康課	A	安全・安心な給食の提供を実施することができ、必要な栄養価の摂取と併せて、食事の大切さを教えることができた。
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	15	学校給食研究会	幼稚園を含む学校給食や家庭での食事のあり方について、地域と連携した地産地消や保護者の代表を加えた研究会を開催することにより、「食育」の推進に努めます。	教育課	B	幼稚園を含む学校給食のあり方や食育実践について、地域と連携した地産地消や保護者の代表を加えた研究会を毎年1回開催していますが、コロナ禍により中止になった。 また、幼稚園、小・中学校への助成（給食費保護者負担軽減措置補助金）を引き続き実施し、保護者の負担軽減を図っている。

基本目標	施策の方向	No	事業名	事業内容	所管課	評価	令和2年度実施状況
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	16	食生活改善推進員活動	健康づくりの柱である食生活について地域住民自ら推進していくため「ヘルスマイトまつだ」が組織されています。1歳児歯科指導教室におけるおやつ作りなど、食育の視点を生かし活動しています。また、推進員の養成は、足柄上地区1市5町合同で養成講座を開設し輪を広げていくよう努めています。今後とも、食生活改善推進員活動の充実に努めます。	子育て健康課	B	コロナウイルス感染症予防のため、1歳児歯科指導教室における手作りおやつ作りの提供は中止し、レシピのみの配付となった。また、地域での食生活改善の取組をさらに進めるためにも、推進員の育成にも努めた。 ○1歳児歯科指導教室 年2回実施 参加者数R1 45人 ○将来につながるクッキング教室 年1回実施 参加者数R1：6組 ○食生活改善推進員養成講座 受講者数R1：0名 ○食生活改善推進団体現任研修 受講者数R1 実11人、延27人
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	17	食育推進計画の推進	食育基本法が制定されたことを受け、平成25年3月に松田町健康増進計画・食育推進計画を策定し、平成31年3月に計画の見直しをしました。今後、関係機関と連携の下、計画を推進していきます。	子育て健康課	B	計画に沿い、関係機関と連携のもと事業を展開した。H29に幼児用のおやつレシピ集を作成し、H30から配付している。H30に計画の中間評価を行った。
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	18	食に関する学習機会の推進	1歳児歯科指導教室で手作りおやつレシピを配付し、塩分、糖分、脂肪分の減少を意識してもらえるような機会を作っています。	子育て健康課	B	食生活改善推進団体と協働で1歳児歯科指導教室と3歳児健康診察時に手作りおやつレシピを配付し、食育の推進を図った。
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	19	地域医療体制の整備	多様化する医療ニーズに対応するため、足柄上医師会の協力を得ながら医療機関との連携に努め、地域医療体制の整備を図っています。また、足柄上病院等との医療連携を積極的に実施しており、今後とも、地域の医療体制づくりに努めます。	子育て健康課 福祉課	B	(子育て健康課) 足柄上病院と小田原市立病院の連携について県を中心に検討会が開催されている。 (福祉課) 障害者総合支援法に基づく自立支援医療の育成医療及び松田町重度障害者医療費助成条例施行規則による重度障害者医療の適正な給付を行っている。
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	20	休日、夜間医療体制の整備	すでに行われている休日急患診療医療体制(足柄上医師会)、子どものかかりやすい病やけが、事故の予防と対処方法の情報提供を充実し、周知を図っています。また、休日等の歯科の救急医療体制について、今後とも、足柄上医師会との連携を図り医療体制の整備に努めます。	子育て健康課	B	関係機関と必要な情報共有を図り連携をとり、医療体制の整備を行ってきた。また、かかりつけ医をもつ必要性について家庭訪問時等に啓発を図り、夜間休日の不用の診療になることがないようへ指導を行ってきた。
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	21	二次救急医療体制の整備	2市8町で広域二次病院群輪番制をとって対応しており、今後とも医療体制の整備に努めます。	子育て健康課	B	関係機関と必要な情報共有による連携を図り、医療体制の整備を行ってきた。
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	22	かかりつけ医の推進	訪問事業や相談事業等を通して身近に子どもの成長・発育について相談できる医師を持つことで、安心して育児ができるよう普及啓発及び関係機関との連携を図り、医療体制づくりに努めます。	子育て健康課	B	安心して子育てができるようかかりつけ医をもつ必要性について家庭訪問時等に啓発を図ってきた。また、医療機関との連携も図り体制づくりに努めた。
1 母と子のいのちと健康を守る	1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実	23	小児インフルエンザ任意予防接種費用助成事業	子どものインフルエンザの発症及び重症化の予防のため、インフルエンザ任意予防接種に係る費用の一部を助成します。 1回1,000円 小学生2回 中学生1回 平成30年10月から実施。	子育て健康課	B	H30年度より、小児インフルエンザ任意予防接種費用助成事業として、小中学性のインフルエンザ任意予防接種の費用一部(1回あたり1,000円)を助成する事業を開始した。(R1年度 小学生 延べ272回 中学生 67回)
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	1 子どもがのびのびと活動できる環境の整備	1	児童・生徒のための放課後の居場所づくり	体制整備に向けて、子育て健康課と教育委員会との連携を強めるとともに、ボランティア(社会教育委員)・自治会等の活動と連携できるような取組を推進します。	教育課	C	小学生を対象とする「放課後子ども教室」は、コロナ禍により、上半期に実施することができなかった。12月以降は、松田小学校を各学年月に1回(学年別)に、寄小学校を4回開催を予定した。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	1 子どもがのびのびと活動できる環境の整備	2	子どもの館事業	日本の伝統的な言葉遊びや季節の行事を楽しみながら、親子が癒される場所。子どもたちを取り巻く生活及び文化環境を豊かなものにするために、郷土の生活・文化を伝承した文化活動を推進していきます。	観光経済課	A	子どもたちの文化環境を豊かにするために、定期的に「和太鼓教室」「わらべうた教室」「あやとり・お手玉・こま・けん玉」などの教室を月1回は開催し、郷土の生活・文化を伝承する文化活動を推進した。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	1 子どもがのびのびと活動できる環境の整備	3	児童・生徒指導に関する学校支援	児童・生徒指導に関して、指導主事が次のとおり取り組んでいます。また、今後児童・生徒指導に関する学校支援に努めます。 ・児童・生徒並びに保護者への適切な指導に関する支援 ・保護者の直接的な訴えに対し事情調査と必要に応じ学校への指導	教育課	A	指導主事による児童・生徒指導に関する学校支援に努めている。 ・児童・生徒並びに保護者への適切な指導に関する支援を行っている。 ・保護者の直接的な訴えに対し、事情を確認するとともに、必要に応じ学校への指導を行っている。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	1 子どもがのびのびと活動できる環境の整備	4	スクールカウンセラー配置活用事業	児童生徒の臨床心理に関して、中学校に高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、小学校に心の相談員を配置しており、きめ細かな支援体制の構築により、小・中学校の児童・生徒、保護者、教員の教育相談援助にあたっています。	教育課	A	中学校にスクールカウンセラーを配置し、小学校に心の相談員を配置することで、きめ細かな支援体制の構築により、小・中学校の児童・生徒、保護者、教員の教育相談援助にあたっている。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	1 子どもがのびのびと活動できる環境の整備	5	少年スポーツの健全な育成、団体への支援	少年化が進み、少年スポーツ団体の登録者数も減少傾向にある中、子どもたちの心身の健全な育成を図るため、気軽にスポーツを楽しめるような機会を提供します。また、少年スポーツ団体への支援として団員募集の広報をはじめ、スポーツ保険料の補助、活動補助(スーパーキッズ育成団体助成金)及び活動場所の環境等の充実を図っています。	教育課	B	子どもたちの心身の健全な育成を図るため、気軽にスポーツを楽しめるような機会を提供した。 また、少年スポーツ団体への支援として団員募集の広報をはじめ、スポーツ保険料の補助、活動場所の環境等の充実を図っている。 なお、活動休止を依頼した期間を除き、概ね実施した。

基本目標	施策の方向	No	事業名	事業内容	所管課	評価	令和2年度実施状況
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	1 子どもがのびのびと活動できる環境の整備	6	幼小中PTA家庭教育学級の開催	幼稚園、小学校、中学校PTAの保護者を対象に、近年の核家族化、少子家族化の進行に加え、共働き家庭の増加等に伴って低下している家庭教育力、地域教育力の向上を図ることを目的に、家庭教育学級（各種体験教室や講演会など）を実施しています。今後も活動内容の充実に向けた支援に努めていきます。	教育課	B	幼稚園、小学校、中学校PTAの保護者を対象に家庭教育力、地域教育力の向上を図ることを目的に家庭教育学級を各幼稚園、学校において1～2回実施し、また幼稚園合同及び松田小学校と松田中学校合同による家庭教育学級を実施した。しかしながら、寄小学校については、コロナ禍に伴い、日程調整がつかなかったため、事業実施ができなかった。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	1 子どもがのびのびと活動できる環境	7	保育サークル活動への支援	保護者が行事等に参加する際の一時的な保育を目的に、情報提供など保育サークル活動への支援を実施しており、今後とも支援の充実を努めます。	教育課	B	保護者が行事等に参加する際の一時的な保育のため、情報提供など保育サークル活動への支援を継続して行っている。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	1 子どもがのびのびと活動できる環境の整備	8	スポーツ協会活動の充実	本町におけるスポーツの振興をとおして、住民の体力づくりの向上と健康の増進を図り、スポーツマンシップの涵養・スポーツをとおしてのコミュニティづくりを推進するため、体育協会活動の支援・連携の充実を努めており、今後も支援・連携の充実を努めます。	教育課	B	スポーツの振興を通して、住民の体力づくりと健康の増進及びコミュニティづくりを推進するため、スポーツ協会活動の支援・連携の充実を図っている。 また、各種「町民親睦スポーツ大会」を実施し、スポーツ協会活動の充実を図っている。しかしながら、コロナ禍により委託事業（スポーツフェスティバルなど）一部が中止となったが、実施可能な事業を展開している。 ※令和2年度より「松田町体育協会」から「松田町スポーツ協会」に名称変更をした。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	1 子どもがのびのびと活動できる環境の整備	9	子育て学習講座事業の推進	子育てやしつけなど、家庭教育のあり方を見つめ直してもらうため、家庭教育に関心の少ない親などを含めたより多くの親を対象に、「楽しい親子教室」（教育課）、「健康教育」（子育て健康課）を開設し、今後とも、考える機会を提供することで家庭教育の再生に努めます。	子育て健康課 教育課	B	（教育課） 事業実施時期や内容が変更されたが、下半期での事業実施に向け調整中である。 （子育て健康課） 乳幼児期において安心して子育てができるように、健康教育「ママと子どものためのセミナー」を行い、啓発を図った。 ○ベビーマッサージ：年2回実施、参加者数 実・延12人（R1年度） ○子どもの応急手当と心肺蘇生法：年1回実施、参加者数 8人（R1年度） 乳幼児において安心して子育てができるように、健康教育を行い、啓発を図る。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	1 子どもがのびのびと活動できる環境の整備	10	健診時ブックスタートの提供	3～4か月児健康診査時に、赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくりと心が触れ合う時間をもつきっかけを作るため、絵本を2冊配付しています。今後とも、健診時ブックスタートの内容の充実を努めます。	子育て健康課	A	親子のふれあいうきかけづくりとして、3か月児健診時に絵本を配布。数種類の中から2冊選び、また町図書館の案内も渡し、絵本を通しての親子の時間を助めた。 配布人数：57人（R1年度）
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	1 子どもがのびのびと活動できる環境の整備	11	文化伝承教室（文化伝統の継承）	地域に残る伝統芸能、特に町の無形文化財である大名行列や寄祭囃子などの民俗芸能を小学生・中学生等に伝承し、次代を担う子どもたちの交流や郷土文化への理解と伝承を進めます。	教育課	C	地域独自の伝統文化継承のため、関係団体の支援を行っている。 また、伝統芸能の伝承のため、中学生を対象とした大名行列の民俗芸能伝承教室を開催している。また、大名行列は、寄祭囃子保存会とともに、まつだ観光まつりで披露している。さらに、松田町大名行列保存会と今後の活動に関する意見交換を行うなど、文化の発展に関し調整を図っている。 しかしながら、今年度はコロナ禍により開催に至れなかった。 寄祭囃子については、地区ごとの継続的な活動の中で伝承されている。そのような中でコロナ禍により、活動を自粛している中で町文化祭に出演できた。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	1 子どもがのびのびと活動できる環境の整備	12	図書館活動の推進	図書館の充実と図書館活動の推進に向け、次のような取組を行っています。 ・幼児へのおはなし会 月3回で20名 ・特別おはなし(年2回80名)	教育課	C	居心地の良い図書館づくりのための整備を図っている。また、ブックポストを継続し利用者の利便性が向上を図っている。 さまざまな図書館講座を開催することにより、図書館をPRしている。具体的には、 ・幼児へのおはなし会 ・特別おはなし会 などを開催している。 さらに、利用者のニーズと蔵書構成を考え合わせ、バランス良く図書を購入している。しかしながら、上半期は、コロナ禍により計画的な事業開催が困難であったため、中止や規模縮小となった。そのような中で、下半期の事業開催に向け、調整中である。

基本目標	施策の方向	No	事業名	事業内容	所管課	評価	令和2年度実施状況
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	1 子どもののびのびと活動できる環境の整備	13	公民館活動の推進	公民館において、様々な学習や遊び、交流を目的に、次のような公民館活動を促進します。 ・公民館施設の利用 ・公民館活動事業の推進 ・文化活動事業 芸術芸能鑑賞会、展示会、講演会などの開催 ・研修会、講座等の開催 今後とも児童の健全育成を推進する事業展開を図ります。	教育課	C	公民館において、様々な学習や遊び、交流を目的に、次のように公民館活動を促進している。 ・公民館活動の推進 ・文化活動事業 芸術芸能鑑賞会、展示会、講演会などの開催 ・研修会、講座等の開催 ・公民館まつりの開催 しかしながら、緊急事態宣言による施設休館に依り、上半期は各事業が中止や規模縮小となったが、下半期の事業開催に向け調整中である。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備	1	多様な体験活動の推進	総合学習などをとおして、小・中学校に様々な学習活動の指導、協力を行う地域住民の情報提供及び多様な体験活動を推進していきます。また、学校とは別の環境として、青少年指導員などで主催するキャンプ教室等では、多様な体験活動とともに地域の大人との関わりにより、学ぶ集団生活における経験なども継続的に推進していきます。	教育課	B	総合学習などをとおして、小・中学校に、さまざまな学習活動の指導、協力を行う地域住民の情報の提供、及び多様な体験活動を計画した。 また、学校とは別の取り組みとして、キャンプ教室等、多様な体験活動を計画した。 しかしながら、コロナ禍において、各事業が中止や規模縮小により実施となった。下半期の事業については、実施に向け調整中である。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備	2	学校評議員制度の活用	学校評価の充実と学校評議員制度の活用により、今後とも、地域及び家庭と学校との連携・協力を努めます。	教育課	B	幼稚園、小・中学校の各学校評議員の活用により、地域及び家庭と学校との連携・協力を行い、学校に対する地域の理解を深めていただくなど、より一層、地域や社会に開かれた学校づくり（社会に開かれた教育課程）を推進している。 また、国が進めている学校運営協議会（コミュニティスクール）制度の活用などについて、教育委員会定例会をとおして、制度等を説明し、今後検討をする予定である。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備	3	英語教育の充実	児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を養うためにALT（外国語指導助手）を配置し、発達段階に応じた英語指導の強化を行うことにより、園児・児童・生徒の英語教育の充実を進めます。	教育課	B	ALT（「Assistant Language Teacher」）の略で、英語の授業を補助する外国語指導助手による発達段階に応じた英語指導により、幼稚園、小・中学校、教育センター（適応指導教室）の英語教育の充実を図っている。 また、今年度から年間をとおして「寺子屋まつだ」での英会話教室を実施し、子どもの教育活動の場の拡充している（昨年度は、夏季期間の実施。）。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備	4	情報教育の充実	国の教育振興計画によりICT機器の整備を進めてきました。ICT機器の活用にあたっては指導者（教員）の育成が不可欠であるため継続して育成を進めていきます。また、学習指導要領の見直しにより、プログラミング教育が小学校の授業に導入されることから情報機器を積極的に活用できるよう学習活動や情報モラルが身につく教育環境を整備します。今後は、ICT機器を利用し、学校間など遠隔による交流を行い、情報教育を充実していきます。	教育課	A	平成26年度からICT機器の整備を開始し、平成27年度までに小学校5年生から中学校2年生の一部まで児童生徒にタブレット端末を配備している。また、今年度は、GIGAスクール構想により、小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒に各1台ずつタブレット端末を配備した。 新しい取組として多様な人々とのつながりを実現するため、昨年度に引き続き、寄小学校と松田中学校の間で遠隔合同授業を実施した。具体的には、双方向（児童同士の発信・受信）の授業を行った。今後も、ICT機器を活用した授業実践に向けて、より機器を活用するようにスキルアップを目指すとともに、教育を推進していくという「教員の意識改革につなげる」など、情報教育の充実を図る。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備	5	福祉教育の推進	心の教育と福祉思想の普及に努めます。特に、青少年層の優しさや思いやりを育むため、学校における福祉活動の充実に取り組んでいます。また、中学生を主な対象に夏休みの特別養護老人ホームでのボランティア活動、社会福祉協議会での福祉体験を実施しており、今後とも福祉教育の充実を努めます。	教育課	D	学校教育のなかで、心の教育と福祉思想の普及に努めています。例年、中学生は、夏休みの特別養護老人ホームでのボランティア活動、社会福祉協議会での福祉体験を実施を予定していますが、コロナ禍により中止となりました。（町社会福祉協議会の主催事業）
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備	6	特別支援教育の充実	障がいのある児童・生徒の障がいに応じた、適切な教育を受けられるように、今後とも特別支援学級の指導・充実、交流教育の推進など、障がい児教育の充実を努めます。	教育課	A	障がいのある児童・生徒の障がいに応じた、適切な教育を受けるため、特別支援学級の指導・充実、交流教育の推進など、障がい児教育の充実を努めている。 また、児童・生徒一人ひとりの必要性に応じた支援を行うため、特別支援学級に介助員を配置し、学級担任の業務補助を行うことで、より細かな支援ができるような体制づくりを行っている。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備	7	道徳教育の充実	年間35時間の道徳の授業時間の確保や他教科等と関連を図ったり、心のノートの効果的活用を図ったりするなど、今後とも子どもの心に響く道徳教育の充実に努めます。	教育課	A	小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」が始まりました。道徳の時間を要とし、学校の全教育活動を通じて道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うよう努めている。

基本目標	施策の方向	No	事業名	事業内容	所管課	評価	令和2年度実施状況
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前教育・保育環境の整備	8	幼稚園と小・中学校の連携教育	幼稚園、小・中学校において「連携教育推進会議」を行い、中学校で独自に研究会を開催するなど、地域や子どもたちの実情に合った連携教育を推進します。また、保育所も含む他園の教職員による授業参観や研究協議などの相互研修や「幼稚園教育研究会」などに積極的に参加し、今後とも教職員の資質の向上に努めます。	教育課	A	連携教育推進会議を開催し、独自の教育活動をしている。具体的な取組は、生活指導、生徒指導、授業研究会、防災の研究会、中学校教員が専門の立場で行う小学校の授業（専科指導）や交流授業を実施している。特に、寄幼稚園・小中学校は、12年間で育てたい力をつけるため、系統的に進めている。 将来に向けては、「松田町の将来の学校制度等のあり方」の検討結果による保育園、幼稚園、小・中学校が連携教育関係を一段と進め、学校のビジョンや目標を共有し、地域の特性を生かした教育課程の編成を通して、これまでの連携教育からさらに一歩踏み込んだ一貫教育となるよう進めている。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前教育・保育環境の整備	9	教職員の資質の向上	授業研修会を開催し、指導法の改善や小中学校の連携強化に努めています。また、今後とも各種研修会にも積極的に参加し、教職員の意識改革と資質の向上に努めます。	教育課	A	教員10年研修、幼稚園初任者研修等を予定どおり実施した。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前教育・保育環境の整備	10	人権教育	学校生活のあらゆる機会をととして、人権教育を推進するとともに、一人ひとりが個性と能力を発揮できる教育に努めています。	教育課	A	学校生活のあらゆる機会をととして、人権教育を推進するとともに、一人ひとりが個性と能力を発揮できる教育を行っている。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前教育・保育環境の整備	11	いじめ・不登校・問題行動及び非行の防止	いじめの根絶、不登校・問題行動に関して早期発見、早期対応ができるように、日常の観察などによる実態把握に努めています。また、保護者、学校、スクールカウンセラー等と連携し、今後とも個に応じた支援に努めます。さらに、松田町いじめ基本方針の基本理念のもと、いじめの根絶を目指し様々な取り組みを進めていきます。	教育課	B	いじめの対策については、小学校で学期に1回以上（松田中学校は、月に1回）、いじめや学校生活に関するアンケートを実施し、事案があった場合は早期に対応している。また、12月に町、町教育委員会、学校、警察などで組織する「いじめ問題協議会」を開催する予定である。 スマートフォン・携帯電話等の取扱いについて、学校で児童生徒に指導するとともに、保護者に通知をしている。 不登校等の対策については、児童生徒の欠席状況を毎月の調査で把握し、学校での指導に活かしている。 また、教育センター（適応指導教室）では学校復帰ができるよう支援し、もって生徒の社会的自立に資することができるよう、その児童生徒の実態に応じて適切に指導している。在籍校と連携を図りながら、生徒が学校へ復帰できるよう指導、支援をしている。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前教育・保育環境の整備	12	教材・教具の整備	園児、児童・生徒が身近な環境に自ら関わって生活に取り入れていこうとする態度を養うため、今後とも教具や身近な用具（備品や消耗品）の整備に努め、学習指導の充実を図ります。	教育課	B	教具や身近な用具（備品や消耗品）の整備にできる限り努め、学習指導の充実を図っている。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前教育・保育環境の整備	13	施設の整備・維持管理	幼児教育や学校教育の質的変化や新たな施策に対応するため、長期的な幼児数、児童・生徒数の変動を把握し、適正な施策の整備に努めています。また、幼児教育や学校教育にふさわしい環境づくりをめざし、施設の維持管理に努め、計画的に教育環境の充実を図ります。	教育課	A	松田小学校校舎建設工事を着工し、令和4年1月に完成を予定し進めている。 また、幼児教育や学校教育にふさわしい環境づくりをめざし、施設の維持管理に努め、計画的に教育環境の整備を行う。 [令和2年度事業] ・松田中学校教育相談室屋上防水補修工事 ・寄小学校屋内運動場受水槽修繕 ・松田小学校校舎建設事業
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前教育・保育環境の整備	14	子どもの読書活動の推進	子ども向けの図書資料の整備や環境整備、ボランティアとの連携によるサービスの提供、図書室の情報提供推進など、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、今後とも、子どもの読書活動推進計画さらには総括的な推進施策に努めます。	教育課	C	小学校では、朝読書の時間を設けることや読み聞かせ地域ボランティアによる「読み聞かせ」を月数回行った。中学校では、朝読書の時間を設けるなど、小・中学校ともに継続して実施している。 また、子ども向けの図書資料の整備や環境整備、ボランティアとの連携によるサービスの提供、図書室の情報提供の推進を図った。図書資料の購入について、図書館司書を中心に選書を進めるなか、子ども向けを含め偏りがなく購入し、図書館の活性化を進めている。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前教育・保育環境の整備	15	スポーツ活動に関する支援	様々なスポーツ活動に接する機会の提供を図り、運動を楽しめる教育・指導の充実にも努めています。また、スポーツ基本法に基づく総合型地域スポーツクラブの活用により子どもたちに対して様々な運動を行う機会の提供に努めます。	教育課	C	様々なスポーツ活動に接する機会の提供を図り、運動を楽しめる教育・指導の充実を図りました。また、各種「町民親睦スポーツ大会」を計画した。 しかしながら、コロナ禍において、各事業が中止や規模縮小による実施となった。その中で、屋外競技の開催及び開催に向けた調整を進めた。

基本目標	施策の方向	No	事業名	事業内容	所管課	評価	令和2年度実施状況
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備	16	小児生活習慣病の予防	肥満、偏食、朝食の欠食などの解消に向けた食習慣や栄養、適正体重などに関する正しい知識の普及啓発を図るため、今後とも、健康教育の充実を図り、小児生活習慣病の予防に努めます。	子育て健康課 教育課	B	乳幼児健診や各種相談事業等において、普及啓発を図るとともに、各機会において個々の家庭に対する指導を充実させてきた。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備	17	口腔の健康管理	歯科健診や健康教育等を通じて、むし歯予防等の口腔の健康管理に取り組んでおり、今後とも充実に努めます。	子育て健康課 教育課	B	(子育て健康課) 歯科健診や健康教育等とおして、むし歯予防等の口腔の健康管理に取り組んだ。 (教育課) 幼稚園、小・中学校における教員、栄養教諭及び栄養士による食育指導により、肥満、偏食、朝食の欠食などの解消に向けた食習慣や栄養、適正体重などに関する正しい知識の普及啓発を図っている。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備	18	通常保育事業	保育ニーズは高まる傾向にありますが、一方で推計からは少子化の傾向もあります。令和元年10月より松田町小規模保育所「なのはな保育園」を開所し、管内保育所定員は19人増員となり現在の入所児童数は139人ですが、ほかに管外保育所を13人の児童が利用しています。今後不足することが予想されるため、多様化する生活実態に伴う利用者ニーズを踏まえ保育施設の整備やサービスの充実及び待機児童対策に努める。	子育て健康課	B	令和元年10月に小規模保育所なのはな保育園を開設した。また、松田さくら保育園では定員を超えた児童の受入れを行い、町内における保育施設の受け皿を増やし、待機児童対策に努めた。 ○令和2年度4月入所児童数 松田さくら保育園133人(うち、町内在住130人) なのはな保育園10人 管外保育所等15人
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備	19	延長保育事業	松田さくら保育園では午後6時から午後7時までの1時間を延長保育時間として設定しています。新制度では、標準と短時間保育の区分ができますが、ニーズに応じた延長保育体制の充実に努めます。	子育て健康課	B	松田さくら保育園において、基本保育時間を超えた利用に関する延長保育事業を実施することで、児童の福祉向上に努めた。 ○令和元年度利用児童数 延べ218人
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備	20	障がい児保育事業	保育所の集団生活が可能で、心身の発達に不安のある児童を保育する障がい児保育を実施しています。このような児童は増加傾向にありますが、今後とも、関係機関と適正な情報共有と受け入れに努めます。	子育て健康課	B	集団行動が可能である児童に対して、幼稚園や保育所での受入れを行い、当該児童の状況を把握しながら、保健師や関係機関との連携を図り、適切な指導や保育環境の提供に努めた。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備	21	休日保育事業	子育て中の保護者の中には、サービス業等で、日曜日に就労している人がいますが、本町では、休日保育の実施はありません。今後はニーズ量を把握しながら検討していきます。	子育て健康課	E	実施なし。 今後、ニーズ量の把握に努めていく。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備	22	特定保育事業	保護者の就労状態により「週2、3日の利用」または「午前ないし午後だけの利用」が可能で保育事業です。今後についてはニーズ量を把握しながら検討していきます。	子育て健康課	B	特定保育事業に代わり、一時保育事業の実施により、保育サービスの充実に努めている。事業の導入も含めて、検討していく。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	2 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備	23	乳児保育の促進	出産後、乳児保育を開設している保育所があれば安心して働くことができるという保護者のニーズに応え、松田さくら保育園では産休明けからの乳児の保育を実施しています。今後乳児保育の促進に努めます。	子育て健康課	B	生後4か月からの乳児保育を実施しているが、児童の成長の状況を見ながら、入所受入れの時期等について慎重に検討しながら対応している。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	3 次世代を育む世代への支援	1	子どもや保護者に対する教育・啓発の推進	子どもが犯罪被害に巻き込まれることがないよう、インターネット上の非公式サイトや掲示板等の情報に関して、子どもに関する情報を集め、メディアの問題性や注意事項などを促すために、子どもや保護者に対する各種啓発活動を推進しています。今後とも、これまでの啓発活動の取組を推進していきます。	教育課	A	携帯電話等の取扱いについては、平成25年度に携帯電話等の基本方針を定め、「学校への携帯電話等の持ち込みは原則禁止」「校内で使用させない」とし、学校における携帯電話等の取り扱いを徹底している。今年度、文部科学省の指針により、学校への持ち込みについて緩和する方向となったので、その指針により取扱いの検討を進めていく。 その他、各小中学校では、子どもが犯罪被害に巻き込まれることがないよう、インターネットをはじめとするメディア上の情報に関して、児童生徒向けの研修会を開催した。保護者向けの研修会は、新入生の学校説明会などとおして行っていく。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	3 次世代を育む世代への支援	2	子どもの権利条約に関する啓発普及の促進	「児童の権利に関する条約」の内容についての普及・啓発に努めるとともに、自他の人権を尊重できるような人権教育の推進に努めます。	教育課	A	「児童の権利に関する条約」の内容についての普及・啓発や、自他の人権を尊重できるような人権教育の推進に継続して努めている。
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	3 次世代を育む世代への支援	3	性についての正しい知識の普及	性に対する意識や性行動の実態について現状の把握に努めます。また、保健学習などとおして、命の大切さを啓発するとともに、性感染症についての情報提供及び性についての正しい知識の普及を実施しており、今後とも、知識の普及に努めます。	教育課	A	中学校では、保健体育の授業とおして、生徒に対して命の大切さを啓発するとともに、性感染症についての情報提供及び性についての正しい知識の普及を行っていく。

基本目標	施策の方向	No	事業名	事業内容	所管課	評価	令和2年度実施状況
2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	3 次世代を育む世代への支援	4	未成年者の喫煙・飲酒及び薬物乱用等防止	未成年者の喫煙・飲酒防止に加え、薬物乱用防止のため啓発活動や環境づくりを推進しています。また、喫煙・飲酒及び薬物に関する正しい情報提供や普及啓発も実施しています。今後とも、未成年者の喫煙・飲酒及び薬物乱用等の防止に努めます。	教育課	A	中学校では、保健体育の授業をとおして、生徒に対して喫煙・飲酒及び薬物に関する正しい情報提供や普及啓発を行っていく。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	1 子育て支援施策の充実	1	病児保育事業	生後4か月から小学校3年までの児童を対象として、病氣中または病氣の回復期にあって集団保育等が困難な時期に、保育及び看護ケアを行う保育サービスです。平成30年10月より上郡5町の広域による「病児保育室ピーターパン」を開所し、事業の実施をしています。	子育て健康課	B	上郡5町の広域による「病児保育室ピーターパン」を開所し、生後4か月から小学校3年までの児童を対象として、病氣中または病氣の回復期にあって集団保育等が困難な時期に、保育及び看護ケアを行いました。 ○令和元年度利用児童数 延べ26人
3 多様な子育て支援サービスを展開する	1 子育て支援施策の充実	2	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援を必要とする保護者とその支援を提供できる人との接点をもたらず互助的的事业です。地域の保育機能を補完する役割からも、さらに関係機関と連携しながら事業を推進します。	子育て健康課	B	会員交流会やリフレッシュ講座を開催し、会員間の交流の場を設け、利用しやすい環境づくりを行うことで、会員間の相互支援活動の促進を図った。また、ファミサポだより等によりサービスの周知と会員数の増員に努めた。 会員数 支援70人 依頼234人 両方人53(R2.3.31)
3 多様な子育て支援サービスを展開する	1 子育て支援施策の充実	3	放課後児童健全育成事業(学童保育)	本町では、現在2か所の学童保育室を設置しています。就労により保育所入所児童数が増加傾向にあることから、学童保育へのニーズは高まっており、特に低・中学年の利用希望者が多く、また、長期休暇の利用希望者も増加傾向にあります。今後は、関係機関と連携を取り、保育環境の整備や保育内容の充実を図っていきます。	子育て健康課	B	就労家庭の増加に伴い、安心安全面の考慮から、低学年の学童利用が増加の傾向にある。また長期休暇中のみの利用は同様の理由から、中高学年の希望者も増加している。保育環境の整備に努め、保育内容の充実を図るようにしている。 ○利用者：98人(令和2年4月1日)
3 多様な子育て支援サービスを展開する	1 子育て支援施策の充実	4	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が仕事などで一時的に養育が困難となったときに、概ね1週間以内の短期間において児童福祉施設等で児童を養護・保護する事業です。実施についてはニーズの把握や事業の検討に努めます。	子育て健康課	E	ニーズの把握に努めながら、引き続き検討していく。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	1 子育て支援施策の充実	5	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	保護者が仕事などで夜間に保育できない場合に午後5時から午後10時を目安として児童福祉施設等で児童を預かり、生活指導や食事の提供等を行う事業です。実施についてはニーズの把握や事業の検討に努めます。	子育て健康課	E	ニーズの把握に努めながら、引き続き検討していく。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	1 子育て支援施策の充実	6	一時預かり事業	松田さくら保育園では、保育所等を利用していない家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を預かり、必要な保育を実施しています。	子育て健康課	B	松田さくら保育園にて事業を実施し、利用者の保育サービスの充実が図られた。 ○令和元年度利用児童数 延べ38人
3 多様な子育て支援サービスを展開する	1 子育て支援施策の充実	7	つどいの広場事業	主に0～3歳までの子育て中の親の交流を図り、子育ての不安の軽減、仲間づくりを支援するものです。本町では、子育て支援センターにおいて、日常的にこの機能を果たしています。	子育て健康課	B	子育て支援センター事業において本事業を実施している。今後も継続して実施するとともに、さらに利用者増のための周知活動を行っていく。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	1 子育て支援施策の充実	8	子育て支援センター事業	子育て支援センターは、子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる場として、また、地域における総合的な子育てを行う拠点として平成14年10月に開設しました。 令和元年5月に旧土木事務所へ移転し、子育て広場(フリースペース)と駐車場が広くなり、さらに使いやすい施設となりました。 主な活動として、下記のような子育てサービスの提供を実施しております。 ○主な活動 育児不安等についての相談及び援助事業、育児情報の収集及び提供、子育て支援関係機関・組織等への協力及び支援、子育て広場(フリースペース)の開設、親子と一緒に食事ができるランチルームの開設等。 また平成30年4月に、さくら保育園の敷地内にも開設され、現在町内には2つの子育て支援センターがあります。	子育て健康課	B	新型コロナウイルス感染症予防対策のため、3月から4月中旬はイベント中止や広場の規模縮小。4月中旬から5月末までセンターを閉所。それ以降は、人数・時間制限を設けながら運営を行った。その中でも感染に留意し、子育て世帯をサポートするための拠点として、利用者が気軽に利用できるよう各種行事を定期的で開催。また町民の需要に応じ、土曜日開所(月1回)を実施。さらに月1回、ファミサポ職員を含めた連絡会議を設け、情報の共有を図った。 ○みんなでぞぞぼう! : 年8回程度開催 リフレッシュ講座: 年2回程度開催 びよんちゃんおはなしかい: 年回程度開催 びよびよろば: 年回程度開催 ○利用者(延べ): 6,142人(H29) 7,232人(H30) 8,006人(R1)
3 多様な子育て支援サービスを展開する	1 子育て支援施策の充実	9	民生委員児童委員相談事業	本町では、35名の民生委員児童委員が、担当地域において援助を必要とする人に対して、福祉サービスを適切に利用できるよう、住民の立場にたって相談に応じたり、必要な情報の提供を行っています。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する2名の主任児童委員が関係機関や民生委員児童委員と連絡・調整のうえ、相談援助事業にあたっています。今後とも、相談事業の充実にも努めます。	福祉課	B	昨年度同様に地区民生委員児童委員は、担当地区の住民に対しての見守り活動、相談、関係機関へのつなぎ役、福祉サービスの情報提供等地域福祉の担い手として積極的に活動を行っている。また、主任児童委員は、保育園、幼稚園、小・中学校への行事に児童専門部会、地域部会の委員と共に参加し、必要に応じた対応を行っている。主任児童委員は要保護児童対策協議会等必要に応じて児童関連の会議にも出席し、町の児童の現状把握に努めている。このように積極的な活動を行っている反面、3自治会については、なり手がなく欠員となっている。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	2 子育てと仕事の両立の推進	1	性別による役割分担意識の見直し	男女の役割分担意識を身近な問題として考えてもらうための講演会・研修会や広報紙でのPRを実施しています。	定住少子化担当室	C	「男女共同参画プラン」及び「女性活躍総合戦略」を平成29年度に策定し、男女が互いに尊重しあえる社会の実現に向けて全庁的な施策の取組みを進めてきた。

基本目標	施策の方向	No	事業名	事業内容	所管課	評価	令和2年度実施状況
3 多様な子育て支援サービスを展開する	2 子育てと仕事の両立の推進	2	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	保育サービスの充実をはじめ、子育て支援センター等のサポート施設や活動、サービスについて、広報紙面等を通じてお知らせし、住民への活用を促しています。	定住少子化担当室	B	女性が輝き活躍する社会の実現のため、女性の起業家を迎え、講演会を開催した。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	2 子育てと仕事の両立の推進	3	ハローワーク等関係機関との連携	今後とも、関係機関と連携した町民の雇用及び労働条件改善の啓発等に努めます。	観光経済課	B	毎月5日、15日、25日にハローワークから提供される求人一覧表を町のホームページに掲載、随時更新し、就労支援を推進している。また、金融機関等との連携により勤労者への福祉増進のための支援を行っている。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	2 子育てと仕事の両立の推進	4	国、県及び農業団体、商工団体等関係団体との連携	国、県及び地域における農・商業等の関係団体等と連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進する広報・啓発、情報提供等について推進していきます。今後とも、上記連携の充実に努めます。	観光経済課	B	国、県からの広報・啓発に関する情報を、町の広報や公式サイトなどの媒体を用いて町民へ周知している。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	2 子育てと仕事の両立の推進	5	男女共同参画の意識づくり	性別にとられない、真の男女共同参画社会をつくるためには、まず女性の社会的自立が不可欠であることから、町では住民の方々の意識改革や環境整備を推進していきます。また、意識啓発のための講演会等の男女共同参画事業、父親・母親教室等の保健事業、子育て支援センター事業など、関係各課・機関と連携して、推進のための事業を行っていきます。今後とも、男女共同参画の推進に努めます。	定住少子化担当室	C	「男女共同参画プラン」及び「女性活躍総合戦略」を平成29年度に策定し、男女が互いに尊重しあえる社会の実現に向けて全庁的な施策の取組みを進めてきた。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	2 子育てと仕事の両立の推進	6	男女共同参画教育の推進	男女平等の社会を目指して、地域社会の制度や慣行を見直すなど、平等の認識が深まるよう意識啓発と学習機会の充実に努めます。	定住少子化担当室	C	上記と同様
3 多様な子育て支援サービスを展開する	2 子育てと仕事の両立の推進	7	保育サービスの活用	今後とも、町民が仕事と子育ての両立ができるよう、延長保育や低年齢児保育の事業導入、ファミリー・サポート・センターや学童保育の実施、施設面から保育内容まで、各種保育サービスの充実と質の向上に努めます。	子育て健康課	B	保育園での一時預かり事業や延長保育事業を実施し、幼稚園における預かり保育事業も開始された。また、ファミリー・サポート・センターの会員増員活動や学童保育での利用学年を全学年に拡充することにより、様々な保育サービスの充実と質の向上に努めた。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	2 子育てと仕事の両立の推進	8	就業条件・体制の整備	今後とも、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等について企業・事業主及び住民等への啓発に努めます。	定住少子化担当室	C	「男女共同参画プラン」及び「女性活躍総合戦略」などの説明を町HPに掲載することで周知を図ったが、企業等への直接的な周知は実施できていない。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	2 子育てと仕事の両立の推進	9	国、県及び関係団体等との連携	国、県及び地域における関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備・関係法制度等の広報・啓発・情報提供等について積極的に推進しています。今後とも、上記連携の充実に努めます。	定住少子化担当室 子育て健康課	B	女性が輝き活躍するための施設づくり（創生推進拠点施設の運用開始）を実施するなど、広報による情報発信も含めた積極的な事業展開を実施している。継続して連携の充実に努めていく。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	3 子育て家庭の経済的負担等の軽減	1	保育料（保育園）の検討	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラス、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの保育料（利用料）が無償となりました。0歳から2歳児クラスまでの保育所等通常保育の保育料については、子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度に基づき、今後とも、適正な保育料の設定に努めます。	子育て健康課	B	子ども・子育て支援法の改正に伴い、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラス、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの保育料（利用料）が無償となり、幼児教育への負担軽減が図られた。なお、本年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、4月～6月に自主的に登園を控えた方の保育料を日割り計算し、減額等を行った。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	3 子育て家庭の経済的負担等の軽減	2	児童手当の支給	法令に基づき中学校修了までの児童を養育している方に、次の金額を支給します（金額は1人当たりの月額です）。 3歳未満：一律15,000円、3歳以上小学校修了前：10,000円（第3子以降は15,000円）、中学生：一律10,000円 ※所得制限により5,000円となる場合があります。	子育て健康課（国事業）	B	出生や転入などによる新規の認定申請を始め、6月の現況届の申請書類の発送や広報による周知などを行い、申請者には期日どおり漏れなく手当を支給することができた。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	3 子育て家庭の経済的負担等の軽減	3	小児医療費助成	通院や入院に対する助成対象年齢を平成23年度より中学校修了までに拡大しています（所得制限なし）。 ニース調査結果から評価の高い事業であるため、今後も継続に努めます。	子育て健康課	B	申請者には期日どおり漏れなく小児医療証の発行を行うことができ、後日清算による償還払いも滞りなく支出することができた。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	3 子育て家庭の経済的負担等の軽減	4	育英奨学制度	経済的な理由によって就学が困難となる児童・生徒に対し、町独自施策である育英奨学資金貸付、福田奨学金などによる就学の援助を行うことにより、教育の機会均等を図ります。	教育課	A	経済的な理由によって就学が困難となる児童生徒に対し福田奨学金、就学援助費、特別支援学級就学奨励費などによる就学の援助を行い、教育の機会均等を図る。福田奨学金については、対象を小学生の保護者から中学生の保護者まで拡充し、条例の一部改正を行った。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	3 子育て家庭の経済的負担等の軽減	5	ひとり親家庭の自立、就業支援	現在行っている制度には、児童扶養手当・ひとり親医療制度等があり、引き続き自立に向けた支援を推進します。	子育て健康課	B	ひとり親家庭のうち、児童扶養手当の申請受付のほか、医療費助成の対象となる世帯に医療証を発行し、医療費の一部（自己負担分）を助成した。 児扶新規受付：7人(H29) 9人(H30) 11人(R1) 医療証発行(各1月1日時点)：169(H29) 158人(H30) 165人
3 多様な子育て支援サービスを展開する	3 子育て家庭の経済的負担等の軽減	6	ひとり親家庭への相談対応の推進	ひとり親家庭における児童の健全な育成を支援するため、県をはじめとする関係機関との連携を密にして生活指導や相談対応を実施しています。今後とも、県の指針に基づき、指導、相談の充実に努めます。	子育て健康課	B	子育て健康課を相談窓口とし、児童扶養手当等の各種制度の案内をはじめ、関係機関等の連携による相談体制の充実を図っている。

基本目標	施策の方向	No	事業名	事業内容	所管課	評価	令和2年度実施状況
3 多様な子育て支援サービスを展開する	3 子育て家庭の経済的負担等の軽減	7	児童扶養手当の支給	離婚などのため、ひとり親により児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉増進を図ることを目的として県が手当を支給しています（所得制限があります）。今後とも、国、県の指針に基づき、広報や窓口で案内を確実にし、適正な受給管理に努めます。	子育て健康課	B	認定請求等の案内や受付、各種届出に対する手続き勧奨を行い、神奈川県への進達を行った。また必要に応じ、適宜聞き取りや調査などによる家庭状況の把握を行った。 受給者数：79人（R2.4.1時点 停止含む）
3 多様な子育て支援サービスを展開する	3 子育て家庭の経済的負担等の軽減	8	母子・寡婦福祉資金の貸付	母子家庭及び寡婦の経済的自立の助長を促進するため、指針に基づき、県が実施している低利の各種生活資金の貸付制度の周知に努めます。	子育て健康課	B	チラシ等の配架、窓口での案内等を行った。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	3 子育て家庭の経済的負担等の軽減	9	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療を受けている夫婦に対し、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図り、少子化対策の充実に寄与することを目的として、一治療につき20万円を上限に助成を行います（対象、助成回数など制限あり）。平成27年10月から実施。	子育て健康課	B	申請数：13件（R1年度） 令和2年12月より、一般不妊治療に要する費用の助成を開始予定。1回の申請につき上限5万円まで（対象、助成回数など制限あり）。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	3 子育て家庭の経済的負担等の軽減	10	不育症治療費助成事業	不育症と診断され治療を受けている夫婦に対し、不育症治療と検査に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図り、少子化対策の充実に寄与することを目的として、一治療につき30万円を上限に助成を行います（対象、助成回数など制限あり）。平成28年4月から実施。	子育て健康課	C	申請数：0件（R1年度）
3 多様な子育て支援サービスを展開する	4 地域で子どもを育てるための体制づくり	1	子育て相談室のびのび（子育て世代包括支援センター）	妊娠・出産・子育ての実情を把握し、各種の相談に応じ、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、地域の特性に応じた妊娠から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する体制を構築することを目的としています。専任の母子保健コーディネーターが中心となり、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進に関する包括的な支援を行います。平成28年9月から実施。	子育て健康課	B	妊娠から子育て期までの母子保健及び育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、妊娠から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築することを目的に相談事業等を実施している。
3 多様な子育て支援サービスを展開する	4 地域で子どもを育てるための体制づくり	2	学校評議員（再掲）	町立幼稚園、小・中学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となり子どもの健やかな成長を図り、より一層地域や社会に開かれた学校づくりをするために、町教育委員会が学校評議員を委嘱しています。評議員は、学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び意見を有する者（保護者、地域住民等）で、幼稚園、小・中学校ごとに構成しています。	教育課	B	幼稚園、小・中学校の各学校評議員を委嘱することにより、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、学校に対する地域の理解を深めていただくなど、より一層、地域や社会に開かれた学校づくり（社会に開かれた教育課程）を推進している。
4 子どもの権利と安全を守る	1 配慮が必要な子どもへの支援	1	相談体制の整備	児童虐待の未然防止のための相談体制の確立、また被害を受けた子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携した早期の対応に努めます。	子育て健康課 教育課	B	各学校、教育委員会、子育て健康課及び児童相談所と連携を図りながら児童虐待への未然防止のための相談体制を明確にするとともに早期発見に努めた。 また、乳幼児健診や各種相談事業等で、相談しやすい雰囲気づくりや支援が必要な家庭への継続支援に取り組んだ。また、必要に応じて関係機関と連携を密にし、丁寧な相談と支援を行い虐待の未然防止と早期対応に努めた。
4 子どもの権利と安全を守る	1 配慮が必要な子どもへの支援	2	要保護児童対策地域協議会	多くの関係機関の役割分担や連携に関する調整を密にし、支援が適切に実施されるよう、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。各関係機関の管理者レベルの代表者会議をはじめ、実務者会議・ケース検討会議を開き、問題の共有化・問題の原因追求、支援の方向性などを検討し、支援体制を充実させていきます。	子育て健康課	B	代表者会議を1回、実務者会議を3回開催し、また必要に応じてケース会議を行い、虐待の防止と、早期発見・早期対応に努めた。また、定期的な会議を開催することで連携を強化し、支援体制の充実を図った。 要保護児童数8件、要支援児童数14件、特定妊婦1件
4 子どもの権利と安全を守る	1 配慮が必要な子どもへの支援	3	虐待の発生予防	子育て支援センターや教育委員会、民生委員児童委員、県児童相談所等と連携して虐待の早期発見・早期対応に努めています。 また、子どもの人権の啓発を図るとともに、児童相談員や保健師による育児不安等に対応する相談体制、育児支援、家庭訪問事業を積極的に展開します。	子育て健康課	B	子育て支援センターとの月1回の打ち合わせや幼稚園・保育園巡回相談、学校等との連絡会等連携を密にし、虐待の早期発見・早期対応に努めた。また、児童相談員や保健師が児童虐待に関する研修等を通して相談員としての資質の向上を図り、乳幼児健診や各種相談等での相談および支援を充実し、児童虐待の未然防止に努めた。 さらに、11月11日に民生委員児童委員に対し、児童相談所による児童虐待予防に関する講話を実施した。
4 子どもの権利と安全を守る	1 配慮が必要な子どもへの支援	4	療育体制の充実	障がいや早期に発見して療育を進めるために、乳幼児健診及び訪問指導など母子保健の充実、保健師など専門職員による療育相談、親子教室及び地域訓練会などの指導の充実を図ります。 また、児童相談所や保健所、知的障がい児通園施設、教育等関係機関との連携の強化を図り、障がいのある人が身近な地域で、いつでも相談が受けられ、自立できる体制の整備強化に努めます。	子育て健康課 福祉課 教育課	B	乳幼児健診、各種相談事業や親子教室等で、保健師や必要に応じて心理士が発達や療育相談を受け、関係機関との連携を図り、療育への移行をスムーズにできるよう支援をした。 また、乳幼児健診等で身体の発達心配のある乳幼児に対し、月1回作業療法士によるコアラクラブで療育相談に繋げている。 昨年度同様に在宅心身障がい児に対する療育指導を行う事業として、児童福祉法に基づく児童発達支援サービス、放課後等デイサービスへ繋がるよう計画相談支援事業所への働きかけを行っています。

基本目標	施策の方向	No	事業名	事業内容	所管課	評価	令和2年度実施状況
4 子どもの権利と安全を守る	1 配慮が必要な子どもへの支援	5	養育支援家庭訪問事業	様々な原因で養育支援が必要となっている家庭等に対し、保健師や助産師が訪問し指導、助言をする事により、養育上の問題の解決や軽減を図ります。	子育て健康課	B	家庭訪問や各種相談事業等から養育に必要な家庭の把握に努めるとともに、継続した相談支援を行う中で、保護者の養育負担感の軽減を図り、養育力を培うよう努めた。
4 子どもの権利と安全を守る	1 配慮が必要な子どもへの支援	6	障害児居宅支援事業の推進	障がい福祉サービスにおける居宅支援サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）など、身近な地域における各種社会資源を有効に活用し、今後とも、障害児居宅支援事業の推進に努めます。 障害者総合支援法に基づくサービス（居宅介護、行動援護、短期入所等）および児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）など、障がい児が身近な地域において適切な支援を受けられるよう障害児居宅支援事業の推進に努めます。	福祉課	A	昨年度同様に療育から繋がりのある障害福祉サービスの居宅支援サービスになっている。基幹相談支援センターにご相談があった場合は、計画相談支援事業所の利用案内、または希望のサービスに繋がるよう支援を行っている。
4 子どもの権利と安全を守る	1 配慮が必要な子どもへの支援	7	特別児童扶養手当の支給	政令で定める重度若しくは中度の障がいの状態にある20歳未満の児童を監護又は養育している方を対象に、特別児童扶養手当を支給しています。今後とも、国の指針に基づく特別児童扶養手当により支援していきます。	子育て健康課	B	認定請求等の案内や受付、各種届出に対する手続き勧奨を行い、神奈川県への進達を行った。 受給者数：22人（R2.4.1時点 停止含む）
4 子どもの権利と安全を守る	1 配慮が必要な子どもへの支援	8	障害児福祉手当の支給	日常生活において常時介護を必要とする在宅重度障がい児（20歳未満）の方に支給されます。対象者は手当認定基準に定められている障がいの範囲程度が1つ以上あるか、それと同程度以上の状態である方へ、障害児福祉手当が支給されています。今後とも、国、県の指針に基づき、実施していきます。	福祉課（県事業）	A	昨年度同様に申請窓口は小田原保健福祉事務所足柄上センターとなっており、国が示す支給要綱に該当し、扶養義務者等の所得制限に該当する在宅障がい児が該当となりますが、町の窓口に関合せがあった場合は、内容説明を行い、県窓口に繋いでいます。また、県から詳細についての問い合わせは迅速に対応を行い、適正に支給されるよう連携を行っています。
4 子どもの権利と安全を守る	1 配慮が必要な子どもへの支援	9	身体障害児補装具給付事業の実施	身体に障がいのある児童に対し、日常生活動作を支援するため、補装具費の一部を助成することにより、将来、社会人として自立自活するための素地を育成・助長します。今後とも、国、県の指針に基づくとともに、身体障がい児の状況を踏まえながら、必要な補装具の給付に努めます。	福祉課	A	昨年度同様に身体に障がいのある児童が、将来自立できるよう日常生活動作を支援する用具の助成事業となっています。障がい者より該当となる補装具が多くあり、本人及びご家族が望まれる日常生活動作の支援として適した補装具の給付に努めています。また、所得制限はありますが、費用の一部の助成も行っていきます。
4 子どもの権利と安全を守る	1 配慮が必要な子どもへの支援	10	支援教育の推進	障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちのニーズに対応できるように支援教育を推進していくとともに、校内の教育相談・支援教育の推進に努めます。また、小・中学校においては、障がいのある児童生徒の介助（介助員）や通常級でも学習支援を要する児童生徒に対する支援（学習支援員）の配置をしており、幼稚園は介助を要する園児に対して支援教諭を配置しています。	教育課	B	障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちのニーズに対応できるように支援教育を推進するとともに、校内の教育相談・支援教育の推進に努める。 小・中学校においては、障がいのある児童生徒の介助（介助員）や、通常級でも学習支援を要する児童生徒に対する支援（学習支援員）を行っている。 また、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、学校等が臨時休校になったため、授業の遅れをサポートするための学習指導員を県費で配置したことにより、充実した学校生活をおくることのできている。
4 子どもの権利と安全を守る	1 配慮が必要な子どもへの支援	11	重度障害児日常生活用具給付事業の実施	在宅の重度障がい児に対し自立生活支援用具等の日常生活用具費の一部を助成することにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。この事業は地域生活支援事業（市町村事業）に位置づけられているため、重度障がい児の状況を踏まえるなど、地域の実情に応じて、必要な日常生活用具の給付に努めます。	福祉課	A	ここ数年、申請及び給付はありませんが、今後もお問合せ、給付の申請があった場合は、丁寧に迅速に対応を行います。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	1	関係機関・団体との情報交換	子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、学校関係者や警察等と綿密な情報交換を実施しており、今後も情報交換の充実に努めます。	安全防災担当室	B	新型コロナウイルス感染症総合対策のため、今年度については防犯ボランティア連絡協議会を実施する予定はないが、警察等と情報交換を実施し防災行政無線やあんしんメール等で情報を発信する。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	2	パトロール活動の推進	防犯指導員・青少年指導員が、学校付近や通学路等においてPTA等学校関係者や防犯ボランティア等の関係団体と連携したパトロール活動を推進しており、今後とも積極的に活動を進めます。	安全防災担当室 教育課	B	新型コロナウイルス感染症総合対策のため、今年度については防犯ボランティア連絡協議会を実施する予定はないが、学校付近や通学路等において、PTA等学校関係者や、防犯指導員、防犯ボランティア等と連携したパトロール活動を行った。また、警察と共同での町内立哨（パトロール）を2回実施した。 また、継続事業として、平成27年10月1日から小学校児童の安全・安心のため、犯罪の被害に巻き込まれる危険性が高い下校時間帯に防災行政無線で地域住民に向けて「見守り活動」の呼びかけ（放送）を行い、子育てのための安全・安心な環境づくりを充実する。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	3	「こども110番のいえ」の充実	子どもが危険を感じた時や、困ったことが起きた時の緊急避難場所である「こども110番のいえ」等の防犯ボランティア活動促進を支援しています。今後とも、緊急避難場所の確保に努めます。	教育課	B	子どもが危険を感じた時や、困ったことが起きた時の緊急避難場所である「こども110番のいえ」等の防犯ボランティア活動促進を支援しています。

基本目標	施策の方向	No	事業名	事業内容	所管課	評価	令和2年度実施状況
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	4	幼稚園、小学校、中学校の安全管理の推進	幼児・児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを進めています。また、幼稚園、小・中学校へ元警察官などの警備員を1名ずつ配置し、子どもの安全確保の充実、強化を図っています。さらに、地域の方は毎日の登下校の見守り、教職員及び役場職員については、月に数回、学期始めなど通学路等に立哨し、子どもたちを見守り、安全管理を推進していきます。	教育課	A	幼児・児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを進めてる。また、幼稚園、小・中学校へ元警察官などの警備員を1名ずつ配置し、子どもの安全確保の充実、強化を図りました。教職員についても、月に数回、学期始めなど通学路等に立哨し、子どもたちを見守り、安全管理を推進していく。さらに、平成27年10月1日から小学校児童の安全・安心のため、犯罪の被害に巻き込まれる危険性が高い下校時間帯に防災行政無線で地域住民に向けて「見守り活動」の呼びかけ（放送）を行い、子育てのための安全・安心な環境づくりを充実させていく。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	5	あんしんメール配信	町・県・警察等からの災害・犯罪（不審者情報など）に関する緊急情報や、防災防犯に関するお知らせ情報を登録者にメールでお知らせし、安全・安心なまちづくりに努めます。	安全防災担当室	B	町・県・警察等からの災害・犯罪（不審者情報など）に関する緊急情報や、防災防犯に関するお知らせ情報を登録者にメールでお知らせし、安全・安心なまちづくりに努める。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	6	防犯ブザーの配布	小中学生を登下校時の犯罪・事故等の被害から守るため、防犯ブザーを貸与しており、今後も被害防止に努めます。	教育課	A	小・中学生を登下校時の犯罪・事故等の被害から守るため、小学校1年生入学時に防犯ブザーを配付し、犯罪防止を努める。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	7	防犯の意識づくり	警察及び防犯指導員や防犯関係団体と連携し、防犯キャンペーン、広報などの啓発活動を展開していくことにより、今後とも、保護者や子どもたちの防犯の意識高揚に努めます。	安全防災担当室	B	新型コロナウイルス感染症総合対策のため、今年度については防犯ボランティア連絡協議会を実施する予定はありありませんが、防犯ボランティア等と情報共有している。また、通学路等に防犯カメラの設置を実施している。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	8	防犯講習の実施	子どもが犯罪等に遭わないようにするための防犯講習の実施に努めます。	教育課	B	子どもが犯罪等に遭わないようにするため、防犯講習の実施を予定している。各小中学校では、インターネットをはじめとするメディア上の情報に関して、生徒向けの研修会を開催します。保護者向けの研修会は、新入生の学校説明会などを通して行う予定をしている。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	9	交通安全教育の推進	各期交通安全運動期間中、町交通安全指導車での広報及び毎月1日、15日の登校における小学校近辺で、交通指導隊員が街頭立哨を行っています。また、小学校では自転車の安全な乗り方の指導、幼稚園も歩行訓練を行っています。今後とも、交通安全教育の推進に努めます。	安全防災担当室	C	新型コロナウイルス感染症総合対策のため、今年度については自転車の安全な乗り方教室等については中止となったが、園児に対する交通安全教室は松田警察署により実施した。各期交通安全運動期間中は、指導車による広報活動を実施している。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	10	道路の通行の安全確保	車両と歩行者の共存を図りつつ、特に歩行者の安全確保・利便性の向上を目的とした道路整備に努めます。	まちづくり課	B	町道3号線の歩道整備を実施し、小学校周辺において安全安心な歩行空間の確保を行った。後は、年度中に交差点部の道路改良を実施し、更なる改良を図る予定である。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	11	道路環境の整備	【幹線道路】 狭あい道路の改善と、歩行者の安全等を確保し、車両及び歩行者の通行が円滑に行えるよう整備に努めます。 【生活道路】 町道認定していない町管理道路で、公共性の高い道路について舗装等を実施し、道路環境の向上に努めます。	まちづくり課	B	【幹線道路】 今年度、町道寄15号線を延長L=20mを整備することで、継続事業として総延長L=220mが道路拡幅整備が完了することとなる。 【生活道路】 御殿場線下の生活道路（中丸）に車線分離標を設置し、歩行者等への安全対策を実施した。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	12	カーブミラーの設置	カーブミラーの設置については、交差点及び急カーブ箇所を優先し、自治会の要望を含め順次設置しており、今後も継続していきます。	まちづくり課	A	自治会要望により町道1-7号線及び17号線に各1基設置した。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	13	交通安全施設の整備	交通量の多い交差点及び交通事故が発生しやすい場所については、道路の改良及び安全施設の設置に努めており、今後も継続していきます。	まちづくり課	A	交通量の多い通学路である町道1号線のほか3路線にグリーンベルトを設置した。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	14	総合交通規制の充実	関係機関と協力して、地域の実態に即した交通規制の要望に努めます。	安全防災担当室	C	地域からの要望があり、警察等関係機関と調整している。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	15	道路等のバリアフリー化の推進	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づく歩道の整備を実施しており、今後ともバリアフリー化の推進に努めます。	まちづくり課	D	新松田駅南口周辺道路の歩道設置計画について、引き続き詳細設計の内容に基づき整備の推進に努めていく。また、北口周辺についても同様に整備事業に合わせて推進に努めていく。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	16	子育て世帯等にやさしいトイレ等の整備	福祉のまちづくり条例や各種の施設設置基準等に基づき、公共施設等においては、トイレにベビーベッドやベビーチェアを併設したり、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できる施設の整備を進めています。今後とも上記整備推進に努めます。	子育て健康課	B	庁舎や子育て支援センター内では授乳室を設置しており、今後の公共施設改修等においても順次、整備推進に努めていく。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	17	公園の整備	縁豊かで快適な住環境を形成するため、公園や児童公園、児童遊園等の整備や維持管理に努めるとともに、緑化を推進します。	観光経済課	A	快適な住環境を形成するため、公園や児童遊園等の維持管理に努め、園内の遊具点検や点検結果に伴う遊具修繕を行った。また園内の樹木も維持管理委託をし、緑化の推進に努めた。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	18	防犯灯設備の充実	防犯施設の適切な整備に努めます。	安全防災担当室	A	防犯灯設置に関しては、設備の維持管理を実施している。
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	19	児童改札機通賃情報提供サービス	小田急電鉄株式会社が運営する児童改札機通賃情報提供サービス（あんしんグーパスIC）を、松田町の児童に無料で提供し見守り体制の充実を図りま	安全防災担当室	A	自動改札機通賃情報提供サービスの制度を広報紙やHP等に掲載し、広くPRしている。

基本目標	施策の方向	No	事業名	事業内容	所管課	評価	令和2年度実施状況
4 子どもの権利と安全を守る	2 子どもの安全の確保	20	チャイルドシート購入補助	6歳未満の子どもを養育している保護者が、法に適合した新品のチャイルドシートを購入した際、その費用の一部について5000円を限度に補助する制度で、子どもの安全確保の一助に努めます。	子育て健康課	B	申請者に対し、法に適合した製品を購入しているか確認したうえで、漏れなく補助している。 令和元年度 補助金交付者数30人
4 子どもの権利と安全を守る	3 子どもの貧困対策	1	児童扶養手当の支給（再掲）	離婚などのため、ひとり親により児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉増進を図ることを目的として県が手当を支給していません（所得制限があります）。今後とも、国、県の指針に基づき、広報や窓口で案内を確実にし、適正な受給管理に努めます。	子育て健康課	B	認定請求等の案内や受付、各種届出に対する手続き勧奨を行い、神奈川県への進達を行った。また必要に応じ、適宜聞き取りや調査などによる家庭状況の把握を行った。 受給者数：79人（R2.4.1時点 停止含む）
4 子どもの権利と安全を守る	3 子どもの貧困対策	2	就園料補助	児童扶養手当受給者や前年度分町民税非課税世帯、生活保護世帯等に対し、幼稚園または保育園の就園料の一部を補助します。	子育て健康課	B	教育・保育の無償化の影響により、該当者は大幅に減少しているが、広報等による周知や該当推定者への声掛けを行った。 本年度の申請：0件。
4 子どもの権利と安全を守る	3 子どもの貧困対策	3	夏休み子ども会食会	生活に困窮する家庭の子ども達に、無料又は安価で栄養のある食事や居場所を提供し、長期休暇を活用し子ども達が健やかに豊かで充実した生活と地域との関係づくりを行います。	社会福祉協議会	A	長期休暇を活用し、生活に困窮する家庭等の子ども達を対象に、会食会を計4回実施した。